

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第96号）（環境政策局地球温暖化対策室）

京都市環境保全活動センターの休所日を変更し、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図り、及びその利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 休所日の変更

年末年始の休所日を次のとおり変更しました。

改正前	改正後
1月1日から同月4日まで及び12月26日から同月31日まで	1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

2 使用料の改定

使用料を次のとおり改定しました。

区 分	改正前			改正後		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
第1会議室	円 2,000	円 2,600	円 2,900	円 2,090	円 2,720	円 3,030
第2会議室	1,600	2,100	2,400	1,670	2,200	2,510
視聴覚室	4,100	5,300	6,100	4,290	5,550	6,390
実習室A	2,100	2,800	3,100	2,200	2,930	3,240
実習室B	2,100	2,800	3,100	2,200	2,930	3,240

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- この表に掲げる使用時間の区分を超えて施設(附属設備を除く。)を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

3 利用料金制度の導入

指定管理者の経営努力を発揮しやすくすることで市民サービスの向上を図るため、指定管理者が施設の利用料金を収入する利用料金制度の導入に向け、必要な事項を定めました。

4 施行期日

上記1に係る改正規定は、公布の日から、上記2に係る改正規定は、平成31年10月1日から、上記3に係る改正規定は、平成33年4月1日からそれぞれ施行することとしました。

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第96号

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例

京都市環境保全活動センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に、「12月26日」を「12月28日」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、

円	円	円	円	円	円
2,000	2,600	2,900	2,090	2,720	3,030
1,600	2,100	2,400	1,670	2,200	2,510
4,100	5,300	6,100	4,290	5,550	6,390
2,100	2,800	3,100	2,200	2,930	3,240
2,100	2,800	3,100	2,200	2,930	3,240

改め、同表備考2中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「100円」を「10円」に改め、同備考3中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料と」を「額と」に、「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の改正規定及び別表備考3の改正規定（「つど」を「都度」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日

(2) 別表備考以外の部分の改正規定（「使用料」を「利用料金」に改める部分を除く。）及び同表備考2の改正規定（「100円」を「10円」に改める部分に限る。）並びに附則第4項の規定 平成31年10月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成33年4月1日

(準備行為)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例（附則第4項において「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例の規定による京都市環境保全活動センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 改正後の条例の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(環境政策局地球温暖化対策室)